

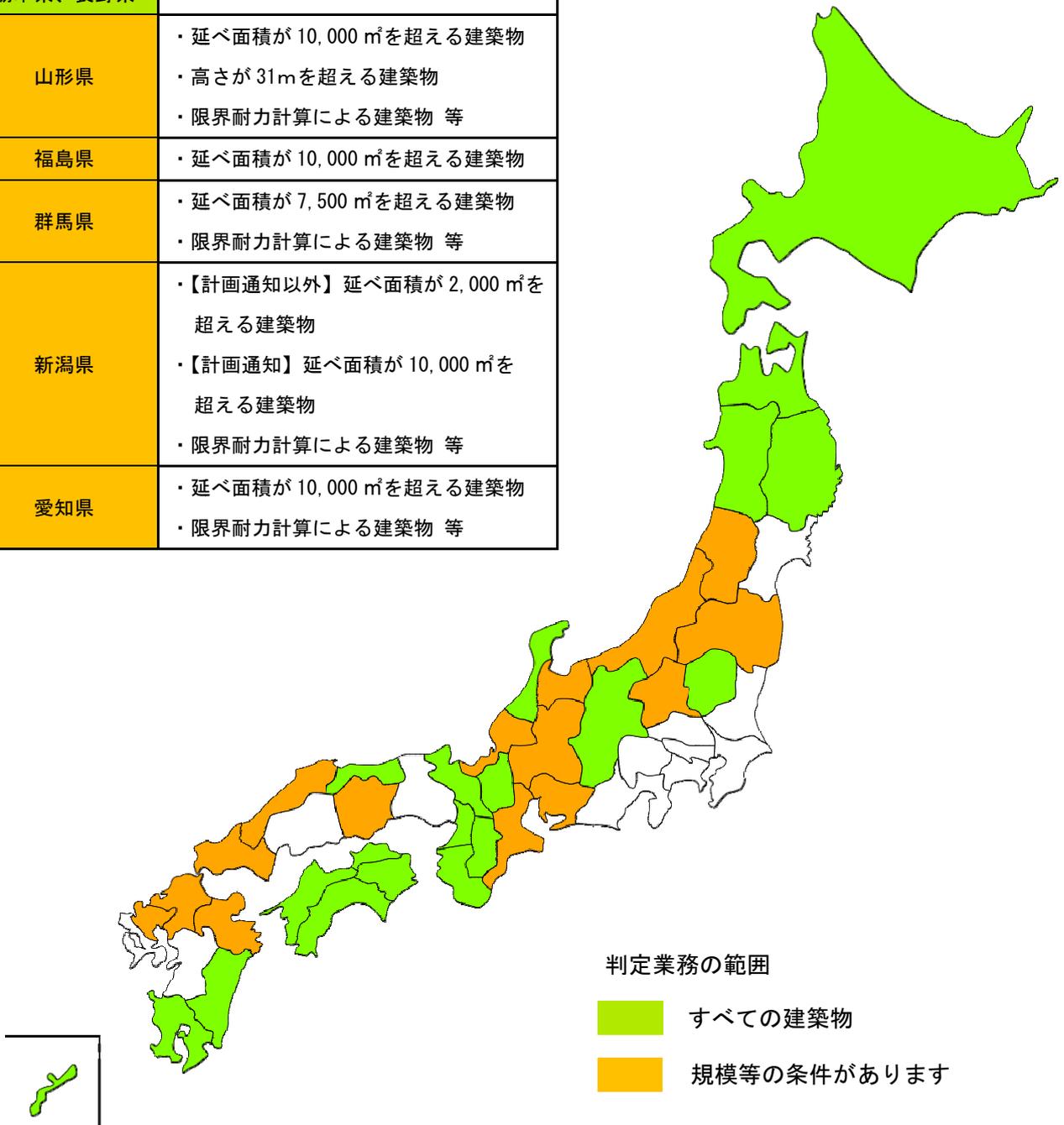
構造適判の業務区域が拡大しました。

構造判定センターでは、設計者のご要望にお応えするため、業務区域を東日本11道県に拡大し、全国35道府県で構造計算適合性判定が実施できるようになりました。設計者の皆様方のご利用をお待ちしています。

なお、詳細な業務の範囲については裏面をご覧ください。

新たな業務区域と、業務範囲（対象建築物）

北海道、青森県、 岩手県、秋田県、 栃木県、長野県	すべての建築物
山形県	・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 ・ 高さが31mを超える建築物 ・ 限界耐力計算による建築物 等
福島県	・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物
群馬県	・ 延べ面積が7,500㎡を超える建築物 ・ 限界耐力計算による建築物 等
新潟県	・ 【計画通知以外】延べ面積が2,000㎡を超える建築物 ・ 【計画通知】延べ面積が10,000㎡を超える建築物 ・ 限界耐力計算による建築物 等
愛知県	・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 ・ 限界耐力計算による建築物 等



判定業務の範囲

(一財) 日本建築総合試験所 構造判定センター

区域	判定業務対象建築物
北海道	すべての建築物
青森県、岩手県、秋田県	
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 ・ 高さが31mを超える建築物 ・ 限界耐力計算による建築物 等
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物
栃木県	すべての建築物
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延べ面積が7,500㎡を超える建築物 ○ 限界耐力計算による建築物 等
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延べ面積が2,000㎡を超える建築物 (計画通知を行う建築物を除く) ○ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物で、法第18条第2項に該当する建築物 (計画通知を行う建築物) ○ 限界耐力計算による建築物 等
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延べ面積が2,000㎡を超える、又は、高さが20mを超える建築物 ○ 限界耐力計算による建築物 等
石川県	すべての建築物
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算に係る床面積が5,000㎡を超える建築物 ○ 限界耐力計算による建築物 等
長野県	すべての建築物
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延べ面積が3,000㎡を超える建築物 ○ 高さが31mを超える建築物 ○ 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物 ○ 構造耐力上主要な部分に設計基準強度36N/mm²以上のコンクリートを使用する建築物 ○ 木造又は木造を併用する建築物 ○ (令第80条の2関係)免震建築物、プレストレストコンクリート造、システムトラス、CFT造、膜構造 等 ○ 限界耐力計算による建築物 等
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一の建築物につき床面積の合計が10,000㎡を超える建築物 ・ 限界耐力計算による建築物 等
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床面積が5000㎡を超える建築物 ○ 限界耐力計算による建築物 等
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県	すべての建築物
鳥取県	
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床面積が2,000㎡を超える建築物
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延べ面積が2,000㎡を超える建築物 ○ 限界耐力計算による建築物 等
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延べ面積が3,000㎡を超える建築物 ○ 限界耐力計算による建築物 等
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	すべての建築物
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限界耐力計算による建築物 等 ・ 特殊な工法等による建築物
佐賀県	限界耐力計算による建築物 等
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算に係る床面積が5,000㎡を超える建築物 ○ 限界耐力計算による建築物 等
宮崎県、鹿児島県、沖縄県	すべての建築物

建築物の2以上の地上部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれの部分で面積を算定します。

○：同時に申請される○以外の建築物も引受けが可能です。 ※詳細は下記までお問い合わせ下さい。

お問合せ先：一般財団法人 日本建築総合試験所 構造判定センター 業務課
 〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-4-7 大阪 U2 ビル7階
 TEL 06(6943)4680 FAX 06(6943)4681
 URL: <http://www.gbrc.or.jp>